

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒 井 良 清
同	高 品 彰
同	前 田 一
同	瀬之間 康 浩
同	麓 理 恵

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和 8 年 3 月 24 日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」といいます。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。（却下）

（理 由）

法第 242 条第 1 項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填する等のために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

本件請求において、請求人は、「女性福祉相談及び児童虐待・DV 対策事業において、」  
「弁護士らから法的助言の役務の提供がないにもかかわらず」「相談料金に相当する公金を支出し、相手方弁護士らに受益をさせた」と述べています。また、受益した当事者として弁護士 4 名を挙げ、「損害額 280,000 円 【内訳】対象年月 令和 7 年 2 月、3 月の 2 ヶ月分 支出額 35,000 円（一人当・月） 対象者 4 人の 2 ヶ月分」と述べています。

このことから、女性福祉相談及び児童虐待・DV 対策事業における令和 7 年 2 月及び同年 3 月分の相談料金に相当する公金の支出について摘示しているものと解されます。

請求人は、当該公金の支出が違法又は不当である理由として、「令和 7 年 2 月及び 3 月は、18 区こども家庭支援課から、弁護士への発注を全くしておらず、当然に弁護士からの法的助言の提供はなく役務が発生していない」「にもかかわらず、市役所のこどもの権利擁護課が、18 区分全部について、各弁護士に法律相談依頼として、」「確保した年度予算枠から月単位締めで報償費として支出している」「会計室審査課課長」「は、回議された支出命令書に添

（裏面あり）

付すべき証拠書類等が不備であるにもかかわらず当該支出命令書を鵜呑みにし、弁護士らに公金を支出した」「監査委員にあつては民法第 703 条の規定に基づき、「市長に公金を受益した当事者の弁護士らに不当利得の返還を請求せよ。」と勧告することを求める」と述べています。

請求書添付の資料-2「横浜市こども青少年局こどもの権利擁護課 弁護士法律相談について（令和6年度）」によれば、「法的対応を含めた相談支援体制の充実を図ります」「相談支援の内容に応じて担当する弁護士へ電話又は Fax による相談をします」「月に6件程度を予定しています」「月額 35,000 円（×12 か月）/人」と記載されています。当該資料-2の記載からは、内容に応じて担当する弁護士が対応し、1人あたり月額 35,000 円を支払う相談支援体制となっていることがうかがわれ、弁護士に相談の都度発注し、相談実績に応じて報酬を支払うことになっていることを確認することはできません。

なお、本件のように児童虐待などの緊急性を要する事案への対応のため、随時相談できる体制を整える顧問契約のような形式の契約であれば、月額で報酬を支払うのは当然であると考えます。

したがって、本件請求に係る相談料金に相当する公金の支出が違法又は不当である理由を摘示していると認めることができません。

以上のことから、本件請求は、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。